

フリースクール などに通うお子さんへの 助成制度あります

Q.どんな制度？

鳥取県教育委員会の「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会より「出席扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設または教育支援センターにお子さんが通う場合に授業料、交通費・実習費を助成します。

補助金額

授業料

一人あたり/月額

20,000円または、**授業料月額の2/3**
のいずれか低い額

※令和7年度に限り、授業料（定期的に支払う定額分）の補助上限額が一人あたり月額13,200円を下回る場合にあっては、補助上限額を1人あたり月額13,200円とする。

交通費・実習費

一人あたり/月額

3,000円 **6,000円**

小学生

中学生

※実際の経費の額が上記の金額を下回る場合は実際の経費の額と同額となります。

対象者

- ・フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者である方
- ・児童生徒及び親権者の住所が鳥取市にある方

申請方法は
裏面を
ご覧ください

お問い合わせ・ご相談

鳥取市総合教育センター 児童生徒支援係

電話 0857 - 36 - 6060

URL <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1633068962276/index.html>



申請方法



次の①～③の書類を鳥取市総合教育センターへ提出してください

①鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書

②鳥取市口座振替依頼書（初回申請のみ）

③対象経費(通所費・交通費・実習費)の支払状況を確認できる書類

※領収書等に児童生徒の名前が記入されているものがが必要です。

（定期券はコピーで構いません。バス等の回数券は補助の対象とはなりません。）



申請書類のダウンロードはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1633068962276/index.html>

申請の期限



それぞれの利用月毎に、以下の日までに申請を行ってください。

令和7年度申請のスケジュール

4月～6月	7月29日まで
7月～9月	10月10日まで
10月～12月	1月10日まで
1月～3月	3月26日まで

手続きの流れ



左の申請期限までに総合教育センターに申請してください



総合教育センター内で申請内容を確認します



確認終了後、補助金の交付決定通知を送付します



申請から概ね30日以内に補助金を口座に振り込みます

対象の施設



対象の施設の確認はこちら（鳥取県教育委員会のページ）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/284970.htm>

不登校等の取組や相談窓口を紹介しています（鳥取県教育委員会のページ）



鳥取県教育委員会 生徒支援・教育相談センター

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/>